

特別養護老人ホーム清和荘

(介護予防含む短期入所 多床室・ユニット)

重要事項説明書

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービス.....	4
6. 苦情の受付.....	5
7. 非常災害時の対策.....	5
8. 利用料金.....	6
9. 虐待の防止について.....	7
10. 身体拘束の防止について.....	7
11. 施設利用の留意事項.....	8

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 明光会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県太田市亀岡町280番地 |
| (3) 電話番号 | 0276-52-5002 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大澤 正明 |

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

・多床室（短期・介護予防）

平成 9年4月1日 群馬県指定1072900127号 定員10名

・ユニット（短期）

平成16年4月1日 群馬県指定1070502818号 定員10名

・ユニット（介護予防 ユニット短期と定員を共有）

平成24年4月1日 群馬県指定1070502313号 定員10名

- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム清和荘
- (3) 施設の所在地 群馬県太田市亀岡町280番地
- (4) 電話番号 0276-52-5002
- (5) 施設長氏名 大澤 敏明
- (6) 事業の目的

この事業は、要介護者が心身共に健やかに育成され、又は、社会、経済文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。

(7) 施設の運営方針

- ・当施設にあたっては、介護保険法並びに関係法令に基づきご利用者の要介護状態の軽減及び悪化防止に資するよう適切な援助を行う。
- ・当施設にあたっては、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、可能な限り居宅における生活への復帰を目指す。
- ・当施設にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立った、より質の高いご利用者本位のサービス提供を目指す。

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要（多床室）

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	4室	多床室
2人部屋	5室	多床室
4人部屋	14室	多床室
合計	23室	多床室
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	一般浴槽（1室）・特殊浴槽（1室）
医務室	1室	

(2) 居室等の概要 (ユニット)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	40室	
共同生活室	4室	
機能訓練室	4室	共同生活室を兼ねる
浴室	2室	一般浴槽 (1室)・特殊浴槽 (1室)
医務室	1室	

- ・上記は厚生労働省が定める基準により義務づけられている設備です。
- ・居室の変更はご利用者の申し出があった場合は居室の空き状況を勘案し柔軟に対応致します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合がございます。

4. 職員の配置状況及び勤務体制

(1) 職員の配置状況 (多床室)

職種	配置数	指定基準
施設長 (管理者)	1名	1名
介護職員	24名	介護・看護合計 23.4名
看護職員	5名	3名
機能訓練指導員	1名 (看護職員兼務)	1名
医師	2名	1名
生活相談員	2名	2名
介護支援専門員	1名 (介護職員兼務)	1名
管理栄養士	1名	1名

(2) 職員の配置状況 (ユニット)

職種	配置数	指定基準
施設長 (管理者)	1名	1名
介護職員	20名	介護・看護合計 13.4名
看護職員	5名	3名
機能訓練指導員	1名 (看護職員兼務)	1名
医師	2名	1名
生活相談員	2名	2名
介護支援専門員	1名 (介護職員兼務)	1名
管理栄養士	1名	1名

(3) 主な職種の勤務体制

職種	主な勤務体制
施設長（管理者）	8：30～17：30
介護職員（多床室）	早番： 8：00～17：00 3名 遅番：11：00～20：00 4名 夜勤：17：00～10：30 3名
介護職員（ユニット）	早番： 7：00～16：00 4名 日勤：10：30～19：30 1名 遅番：13：00～22：00 3名 夜勤：22：00～ 7：00 2名
看護職員	早番： 8：00～17：00 1名 日勤： 9：00～18：00 1名 遅番：10：00～19：00 1名
医師	毎週火曜日・金曜日 13：15～
生活相談員	8：30～17：30
介護支援専門員	8：30～17：30
管理栄養士	8：30～17：30

5. 当施設が提供するサービス

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事は原則として食堂で食べられるよう致します。
- ・毎食後、歯磨き、うがい、義歯の管理など口腔ケアを致します。
- ・食事の場所は、食堂、居室などご希望の場所で、お取りいただけます。

（食事時間）

朝食 7：30～ 9：00

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

③入浴

- ・入浴、または清拭を週2回行います。
- ・車椅子、寝たきりの方でも機械浴で入浴が可能です。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力に合わせ援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑥相談及び援助

- ・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(相談窓口) 生活相談員 清村泰弘・佐藤有希子

⑦社会生活上の便宜

- ・当施設では、必要な娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

- ・主な娯楽設備、行事等

クラブ活動 音楽クラブ、書道クラブ、華道クラブ 月1回

園芸作業 中庭の畑やプランターにて野菜や花の栽培を行う。

6. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

- ①当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・窓口担当者 生活相談員 清村泰弘・佐藤有希子

- ・ご利用時間 8:30～17:30

- ・ご利用方法 電話 0276-52-5002

FAX 0276-52-5003

ご意見箱 事務室受付に設置

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

- ・太田市役所 介護サービス課 0276-47-1939

- ・群馬県国民健康保険団体連合会 027-290-1323

7. 非常災害時の対策

(1) 非常災害時の対応

- ・別途定める非常災害対応マニュアルに従い対応を行います。

(2) 平常時の訓練

- ・年2回以上の日中、及び夜間を想定した非常災害時の訓練を実施致します。
- ・年1回の風水害を想定した非常災害時の訓練を実施致します。

(3) 消防計画

- ・消防署への届け出日 平成16年3月29日

8. 利用料金

(1) 介護保険給付サービス

多床室基本単位

1単位 = 10,17円 (地域加算)

	基本単位 (～30日目)	基本単位 (31日目～60日目)	基本単位 (61日目～)
要支援1	451単位	442単位	442単位
要支援2	561単位	548単位	548単位
要介護1	603単位	573単位	573単位
要介護2	672単位	642単位	642単位
要介護3	745単位	715単位	715単位
要介護4	815単位	785単位	785単位
要介護5	884単位	854単位	854単位

加算種別料金	加算単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
看護体制加算Ⅰ(要介護のみ)	4単位
送迎料(1回毎片道)	184単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	14%
療養食加算(対象の場合※1)	8単位

ユニット基本単位

1単位 = 10,17円 (地域加算)

	基本単位 (～30日目)	基本単位 (31日目～60日目)	基本単位 (61日目～)
要支援1	529単位	503単位	503単位
要支援2	656単位	623単位	623単位
要介護1	704単位	674単位	670単位
要介護2	772単位	742単位	740単位
要介護3	847単位	817単位	815単位
要介護4	918単位	888単位	886単位
要介護5	987単位	957単位	955単位

加算種別料金	加算単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
看護体制加算Ⅰ(要介護のみ)	4単位
送迎料(1回毎片道)	184単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14%
療養食加算(対象の場合※1)	8単位

(2) 介護保険給付外サービス

① 居住費・食費

多床室

負担限度額	居住費	食費(※2)
第1段階	0円	300円
第2段階	370円	600円
第3段階①	370円	1000円
第3段階②	370円	1300円
第4段階	855円	1700円

ユニット

負担限度額	居住費	食費(※2)
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	600円
第3段階①	1310円	1000円
第3段階②	1310円	1300円
第4段階	2170円	1700円

② その他介護保険給付外サービス

理髪代	・ご本人またはご家族から理髪のご希望があった場合。 (参考) 訪問理美容サービス 理髪代 1500円 顔剃り込2000円	実費
クラブ代金	・華道クラブ、書道クラブに参加された場合	300円

※1 療養食をご希望される場合

1日3回を限度とし、清和荘にて提供が可能な療養食についてご希望があった場合にのみ加算されます。種別は「腎臓病食」「糖尿病食」が対象となります。

※2 食費は1食毎の請求となり、内訳は朝食450円、昼食(おやつ込み)700円、夕食550円となります。負担限度額に提示されている金額は自己負担の上限額となります。

9. 虐待の防止について

当施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおりの必要な措置を講じます。

- ・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者(ご利用者の家族等、現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる、ご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 身体拘束の防止について

当施設では、ご利用者または他のご利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合は次の3つの要件を全て満たしていると判断された場合に限りです。

- ①切迫性 ご利用者本人、または他のご利用者の生命、または身体が危険に晒される可能性が高い事。
- ②非代替性 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がない事。

③一時性 身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものである事。

その後、ご利用者本人や、ご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

また、年間研修に身体拘束についての研修を取り入れ身体拘束を防止出来るよう、取り組みます。

1 1. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたり、施設に入所されている、ご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項について、ご協力お願い致します。

(1) 面会

・面会時間 10:00～16:30

面会者は、防犯のため特養事務室にある外来カードへのご記入、職員へのお声がけをお願い致します。

(2) 外出、外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(3) 飲酒、喫煙

飲酒は、許可を得た上で定められた適量、時間にて、お願い致します。また施設内は禁煙となっておりますので、ご協力をお願い致します。

(4) 掲示物について

行事報告として、行事中のご利用者が写った写真を掲示、ホームページ、パンフレットによる公開、クラブ活動の一環として作成物を公開させて頂く場合がございます。写真撮影について希望されない方は、事前に申し出頂きますよう、お願い致します。

(5) 動物について

施設内へのペットの持ち込み、飼育は、ご遠慮頂いております。

(6) 施設、設備の使用上の注意

- ・居室及び共有施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、または、わずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を破損したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復旧して頂くか、相当の代価をお支払い頂く場合がございます。
- ・当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事は出来ません。

私は、本書面に基づいて職員から上記重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領したことを確認し同意します。